

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	山岳高原観光課	整理番号	2-1
処分の種類	旅行業者の登録の取消			
根拠法令条例等・条項	旅行業法第7条第5項			
処分の概要	営業保証金を定められた期間内に供託しない旅行業者の登録を取り消すことができる			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	未設定(法令の規定において言い尽くされているため) 【参考】旅行業法第7条第5項			
基準の制定根拠	-			